



埼玉県報

第 2837 号
平成 28 年(2016 年)
9 月 30 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県情報システム統合基盤導入業務委託に関する落札者等の公示 (情報システム課)
- 埼玉県情報システム統合基盤初期構築業務委託に関する契約の相手方等の公示 (情報システム課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部地域振興センター)
- 埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類 (学事課)
- 自動体外式除細動器 (AED) 及び付属品に関する落札者等の公示 (入札課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等の一部改正 (水環境課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出 (社会福祉課)
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託 (少子政策課)

平成 28 年(2016 年)9 月 30 日

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県立学校ファイル暗号化システムの賃貸借に関する入札公告（高校教育指導課）
- 県道日高川島線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県情報システム統合基盤導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年7月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社富士通エフサス 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2

5 落札金額

441,239,908円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月20日

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県情報システム統合基盤初期構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年7月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社富士通エフサス 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2
- 5 契約金額
44,390,581円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きらきら星

三 代表者の氏名

野村 大樹

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市ふじみ野東二丁目一番地一号グリーンテラスふじみ野F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く児童や障害児・者を対象に介護事業等を行うとともに、地域と社会の福祉増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
自動体外式除細動器（A E D）及び付属品 334 セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部薬務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 7 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前 1 丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額
35,596,800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 5 月 27 日

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

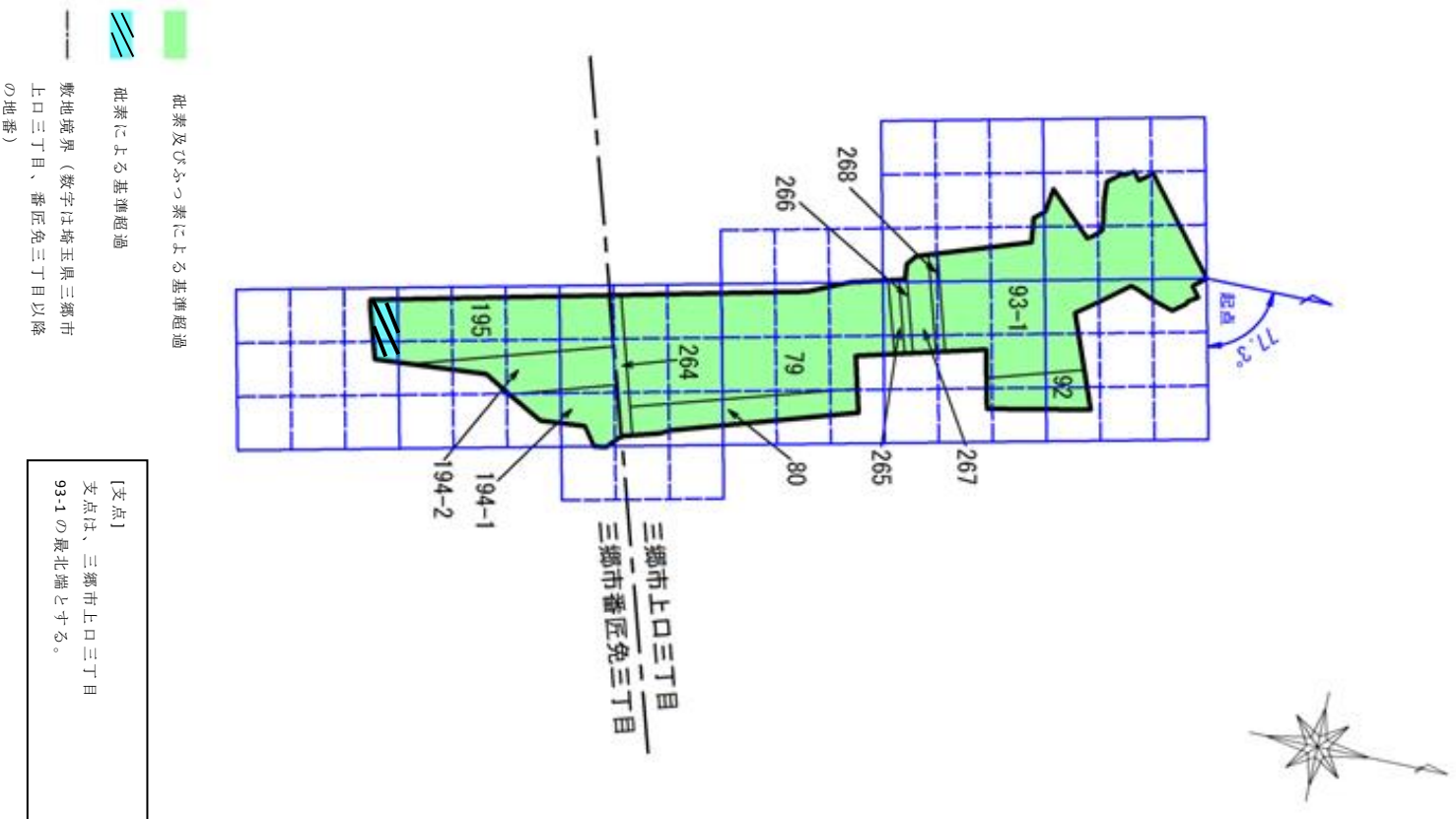
平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県三郷市上口三丁目七十九番の一部、八十番の一部、九十二番の一部、九十三番の一部、二百六十四番の一部、二百六十五番の一部、二百六十六番の一部、二百六十七番の一部、二百六十八番の一部、番匠免三丁目百九十四番一の一部、百九十四番二の一部及び百九十五番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



【支点】
 支点は、三郷市上口三丁目
 93-1の最北端とする。

【格子の回転角度 77.3度】
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと並行して10m
 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転
 させた角度。

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

平成二十四年埼玉県告示第百六十一号（埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号本文中「正常な」を「判定試験（パネルが嗅覚を用いてにおい袋の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）に適した」に改め、同号ロ(1)中「任意の二枚のにおい紙を先端約一センチメートルまで基準臭液（一種類）に浸し、残りの三枚を同様に無臭の流動パラフィンに」を「二枚のにおい紙には基準臭液（一種類）を、三枚には無臭の流動パラフィンを、各におい紙の先端一センチメートルまでに改め、同号ロ(3)中「を正常な」を「又は、五種類の基準臭液のうち一種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について二度再検査を行い二度とも正しく選んだ者を判定試験に適した」に改め、同号ロ(4)中「以上の検査は」を「パネルは、前記(1)から(3)までの方法による検査を」に、「正常な」を「判定試験に適した」に改める。

第二号ロ(4)中「ガラス管」の下に「又は無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少ない材質の導出口」を加える。

第三号本文中「正常な」を「判定試験に適した」に改め、同号ロ(1)中「（パネルが嗅覚を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）」を削り、同号ロ(4)中「当該パネル」を「、当該パネル」に改め、「付臭におい袋を選定することが不能である場合にあつては〇・三三」を削り、同号ロ(4)中「選定したか又は付臭におい袋を選定することが不能であつた」を「選定した」に、「選定するか付臭におい袋を選定することが不能となつた」を「選定した」に改める。

第四号ロ(1)中「又は付臭におい袋を選定することが不能であつた場合」を削る。

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	行田ケアセン ター そよ風	チューリップ 薬局 白岡店	調剤薬局 マツモトキョ シ 新三郷店	カイエー薬局	わかば薬局日 高店	たわら クリニック
所在地	行田市天満八 ー二九	白岡市千駄野 六五七ー七	三郷市采女一 ー二二九ー三	ふじみ野市上福 岡一ー九ー二 八	日高市高萩一 六一ー一四	鶴ヶ島市藤金 六五〇ー一
開設者名	株式会社 ユニマツト リ タイアメント・ コミュニケーション	株式会社 セキ薬品	株式会社 マツモトキョシ	有限会社 会営	わかば薬局株 式会社	俵 英之
サービスの種類	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	平成二十八年 六月一日	平成二十八年 九月一日	平成二十八年 九月一日	平成二十八年 八月一日	平成二十八年 四月一日	平成二十八年 九月一日

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
訪問看護ステーション上戸田	所在地	戸田市上戸田二丁目二二一六	戸田市本町一丁目九一八	訪問看護 介護予防 訪問看護
介護センターみぶな	事業所所在地	児玉郡上里町七本木二一五一	児玉郡上里町一三町八三五	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア八潮	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア草加住吉	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア草加住吉	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア草加谷塚	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四	訪問介護 介護予防 訪問介護

訪問介護 ところ 粹		雄飛堂薬局 草加店	ジャパ ンケア 川口戸塚	ジャパ ンケア 川口栄
事業所 所在地	事業者 名称	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地
比企郡嵐山町むさし台二一六 一四	株式会社 柔愛堂グループ	比企郡滑川町月輪九九二一三〇	東京都中央区銀座二一六一一	東京都中央区日本橋小伝馬町一三 一四
比企郡滑川町月の輪五一八 二	株式会社 グローフオース	比企郡滑川町月の輪五一八 二	東京都北区赤羽二一五一三	東京都品川区東品川四一 二一
	訪問介護 介護予防 訪問介護	訪問介護	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	小規模多機能型 居宅介護 訪問入浴介護

告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	北本矢澤クリニック	ほうゆう薬局 上尾店	上福岡ロイヤル 薬局
所在地	北本市北本四 二〇〇一〇三	上尾市久保一八一	ふじみ野市上福岡 一〇一四一五 鈴木ビル一F
サービスの種類	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導
廃止年月日	平成二十八年 七月三十一日	平成二十八年 七月三十一日	平成二十八年 八月三十一日

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 堀 ノ内クリニック	医療法人社団 堀ノ内クリニッ ク	新座市本多一―三―八	平成二十八年八月 一日
さとう内科ファミ リークリニック	佐藤 理仁	戸田市笹目一―三三― 七	平成二十八年九月 一日
小谷場クリニック	康田 典鷹	川口市小谷場四一〇― 一	平成二十八年八月 一日
北本矢澤クリニッ ク	矢澤 聰	北本市北本一―一〇七 江利川ビル一階	平成二十八年八月 一日
志木小林歯科	医療法人 美林 会	志木市本町三―五―二 六	平成二十八年七月 一日
たかは歯科	高橋 和義	羽生市上新郷五七〇八 一六	平成二十八年九月 一日
おおいし歯科医院	大石 正人	行田市栄町一七―一― 一F	平成二十八年九月 一日
川口駅マツモト歯 科	松本 晃一	川口市栄町三―一〇― 八 青木ビル二F	平成二十八年八月 一日
うえだ歯科医院	植田 祐久	春日部市南一―九―四 七	平成二十八年八月 一日

伊藤 和紀	氏名	住所	
的中整骨院	名称	施術所	
	所在地	指定年月日	
川越市の場一二三〇 一 タウンサテライ ト一〇三			平成二十八年八月一日

二 指定施術機関

殿山薬局	株式会社 エス シーグループ	東松山市殿山町三四一八	平成二十八年八月一日
北上尾鈴薬局	株式会社 エス シーグループ	上尾市久保一八一	平成二十八年八月一日
まごころ薬局 坂戸店	株式会社 いま ふく	坂戸市溝端町七一三	平成二十八年九月一日
プラチナ薬局 上尾店	北有 限会社 ひま わり薬局	上尾市上一四四一	平成二十八年八月一日
ウエルシア薬局 伊奈町役場前店	株式会社	北足立郡伊奈町小室九四七七	平成二十八年九月一日
木の実薬局	株式会社 かく の木	新座市本多一三一九	平成二十八年八月一日
パンジーの里訪問 看護リハビリステ ーション	株式会社 常伸 冷熱工業	鴻巣市本町二一三 フラット九田一〇二	平成二十八年八月一日

柳原 優希	黒須 美樹	豊川 学俊	米倉 晋一	田地 泰明	武田 仁	橋爪 新太	早乙女 雄	竹林 和広
院 おおいずみ鍼灸整骨	シ てあて在宅マッサージ	訪問医療マッサージ KEiROW 川越 ステーション	やしお鍼灸整骨院	おひさま整骨院	たけだ整骨院	ほーむ整骨院	トキノ整骨院	竹林堂接骨院
F 一四貫井ビル一 日	〇一 盤平ビル一階一 日	F 千葉県松戸市常 盤平陣屋前四一 一七トーシン常 盤平ビル一階一 日	B 蓮田市蓮田一 三 十王ビルP ARTII一〇五 日	三 北葛飾郡松伏町 松伏三二四七一 日	〇三 春日部市南一 一七一〇 中 田第一ハイツ一 日	セピアビル一F 東四一三六一二 日	三一一〇一二二 日	一三一一〇 コ 一ポ近藤一〇三 日
平成二十八年九月一	平成二十八年六月一	平成二十八年八月二 十三日	平成二十八年九月七	平成二十八年九月一	平成二十八年九月一	平成二十八年八月五	平成二十八年九月一	平成二十八年九月一

福田 享平	松本 悠希	籠宮 敏夫	染谷 公崇	増井 洋史	増井 知母
東池袋四丁目はりき ゆう院	ほねつぎふじみ野は りきゆう接骨院	KEiROW与野ス テーション	在宅マツサージ・ピ ース	ともちゃんはりきゆ うマツサージ	ともちゃんはりきゆ うマツサージ
二〇二 一〇 三喜ビル 日	東京都豊島区東 池袋四一八一 舞三ー五ー一四 十五日	さいたま市中央 区上落合六ー九 一四五 日	〇七二ー八 春日部市大場一 七日	野二八〇ー四 春日部市武里中 日	野二八〇ー四 春日部市武里中 日
平成二十八年八月一	平成二十八年八月二	平成二十八年八月一	平成二十八年八月十	平成二十八年十月一	平成二十八年十月一

告 示

埼玉県告示第千二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
エムハート薬局 幸手南店	名称	イエロー薬局 幸手南店	エムハート薬局 幸手南店
栄華堂はなさき 薬局	所在地	北本市下石戸下一五五 九一〇	北本市緑三一二一一
深谷寄居医師 会メデイカルセ ンター	名称 開設者	深谷市・大里郡医師会 メヂカルセンター 一般社団法人 深谷 市・大里郡医師会	深谷寄居医師会メデ イカルセンター 一般社団法人 深谷 寄居医師会
コイケ薬局 プ ラスワン	所在地	草加市新栄町七三	草加市新栄一四八 一〇
訪問看護ステー ション つくし	所在地	新座市東北一七七一 七	新座市東北二二九 一三五 ワイズプル ミエ三階
医療法人社団 東光会 訪問 看護ステーショ ン上戸田	所在地	戸田市上戸田二二三 一六	戸田市本町一八九 八 一F

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
森谷 賢太郎	施術所所在地	川口市栄町三ー四一ー 五	東京都板橋区赤塚一 一七一一 赤塚M2 マンション

西村 剛		関山 裕基		内田 俊一郎	
施術所所在地		施術所名称		施術所名称	
千葉県松戸市日暮五―一 九五―六〇六		中央在宅マッサージ		らいふマッサージ治療院 上尾店	
千葉県松戸市常盤平陣 屋前四―一七 トーシ ン常盤平ビル一階一〇		てあて在宅マッサージ		訪問リハビリマッサージ すずめが丘治療院	
		東京都新宿区上落合二― 二五―二四		セレーノ鍼灸治療院	
		東京都豊島区要町一― 一―一―一 セピア要 町七〇二		比企郡ときがわ町別所 一六〇	
				上尾市愛宕一―二―七― 四〇一	
				マッサーヂ治療院ふら いむ ときがわ店	

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
殿山薬局	東松山市殿山町三四一八	平成二十八年七月三十一日
医療法人社団 堀ノ内クリニック	新座市堀ノ内三一一一三	平成二十八年七月三十一日
クローバー公園薬局	草加市花栗一〇一九	平成二十八年八月一日
マツモト歯科クリニック	川口市栄町三一一〇一八青木ビル二F	平成二十八年七月三十一日
あけぼの薬局 西川口店	川口市並木三一五一二〇	平成二十八年八月三十一日
医療法人 美林会 戸田小林歯科	戸田市新曾南一〇一一一九	平成二十八年七月三十一日
チューリップ薬局 羽生店	羽生市南四一八一四一	平成二十八年八月三十一日
北本矢澤クリニック	北本市北本四二〇〇一〇三	平成二十八年七月三十一日
プラチナ薬局 北上尾店	上尾市上一四四一一	平成二十八年七月三十一日
木の実薬局	新座市堀ノ内二一九一三三	平成二十八年七月三十一日
小谷場クリニック	川口市小谷場四一〇一一	平成二十八年七月三十一日

うえだ歯科医院	春日部市中央七一ー一	平成二十八年七月三十一日
上福岡ロイヤル薬局	ふじみ野市上福岡一ー一四ー五 鈴木ビルーF	平成二十八年八月三十一日

二 指定施術機関

氏名	長尾 昭彦	住所	
名称	院 丸十長尾接骨東京都文京区向丘二 ー二九ー五ー一〇一	所在地	株式会社であ て 中央在宅 マッサージ
			飯能市東町六一ー一六 菊屋ビル三〇三
廃止年月日	平成二十八年八月一日		平成二十八年七月三十一日

告示

埼玉県告示第千二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
三和歯科医院	加須市中央一―一五―一二	平成二十八年九月二十五日
医療法人社団 エーオ ーデー 落合歯科医 院 AODインプラン トCT相談室	秩父市相生町八―九	平成二十八年十月一日

告示

埼玉県告示第千二百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる徴収事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小林 英利	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八百九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 市道二一〇七号線の工事車両、工事関係者車両、店利用者の通行規制を行うこと。

(理由)

(一) 道幅が二メートル。

(二) 小・中学生の通学路にあたる。

(2) 工事説明会を九月中、若松会館で行うこと。

(通知は、隣接住民に、ポスティングで行うこと。)

(3) 工事計画書を隣接住民に、ポスティングで配布すること。

二 縦覧期間

平成二十八年九月三十日から平成二十八年十月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原 秀夫	埼玉県坂戸市大字紺屋五百八十六番地	埼玉県川越市大字下広谷字光西寺前二百三十七番一ほか十筆	一一、七八五
飯嶋 竹夫	埼玉県熊谷市板井六百五十五番地	埼玉県熊谷市上新田字新田前二十八番一ほか十三筆	二一、二三四
株式会社ヤオコ	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県熊谷市上新田字新田前四十八番ほか十一筆	二〇、〇五九
神田 稔	埼玉県熊谷市三本千九百五十九番地一	埼玉県熊谷市三本字上根岸二百九十五番一ほか二筆	八、五〇八
農事組合法人小原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市三本字下根岸二百四十一番	二、一四一
有限会社ファームヤード	埼玉県深谷市血洗島三百九十四番地	埼玉県熊谷市上新田字新田裏二百八十一番一ほか二十五筆	二六、五八五
株式会社秩父ファーマーズファクトリー	埼玉県秩父市日野田町二丁目八番十号	埼玉県秩父市下吉田字上野四千一番一	七四〇

有限会社モリシ ゲ物産	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二	埼玉県秩父市下吉 田字市場広瀬七千 八百九十番ほか三 筆	六、八五三
小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 三十七番ほか四筆	七、三三〇
高橋 福司	埼玉県鴻巣市三町 免十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 九十番一ほか二筆	四、六二九
アルファイノベ ーション株式会 社	埼玉県白岡市小久 喜千二十二番地三	埼玉県白岡市荒井 新田字上荒井ヶ崎 五百八十一番一ほ か十九筆	一六、三一八

二 認可年月日

平成二十八年九月二十六日

告示

埼玉県告示第千二百九十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
市川 好雄	埼玉県行田市大字 荒木五千百八十九 番地	埼玉県行田市大字 荒木字新田四千九 百三十五番ほか四 十六筆	三七、一八〇
片柳 三郎	埼玉県行田市大字 荒木五千百四十一 番地	埼玉県行田市大字 荒木字新田四千九 百二十一番ほか四 百三十八筆	三三九、一五二
田代 久	埼玉県行田市大字 荒木五千百九十五 番地一	埼玉県行田市大字 荒木字新田四千九 百三十八番ほか七 十四筆	六一、九七六
中嶋 洋一	埼玉県行田市大字 荒木五千百三十七 番地	埼玉県行田市大字 荒木字新田四千九 百九十番一ほか五 筆	五、八八四
有限会社モリシ ダ物産	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二	埼玉県秩父市下吉 田字市場広瀬七千 七百五十五番ほか 三筆	七、〇九二
新井 富夫	埼玉県本庄市児玉 町上真下四百四十 二番地	埼玉県本庄市児玉 町上真下字上田百 十三番ほか十一筆	一〇、四一五

山下 進	武藤 政一	峯岸 昭一	福島 伸一	ひびきの農産株 式会社	出牛 一	清水 義雄	木村 保	木村 教悟	荻野 浩	池田 道保
埼玉県本庄市児玉 町吉田林三百五十 一番地二	埼玉県本庄市東富 田二百五十一番地 一	埼玉県本庄市児玉 町吉田林二百十五 番地	埼玉県本庄市児玉 町蛭川八十番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県本庄市児玉 町吉田林四百八十 三番地	埼玉県本庄市児玉 町小平百七十五番 地	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県本庄市児玉 町蛭川九百七十六 番地三	埼玉県本庄市児玉 町蛭川九十七番地 一	埼玉県本庄市児玉 町吉田林三百七番 地三
埼玉県本庄市児玉 町上真下字上田百 四番ほか五筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字辻堂三百 三十三番一ほか一 筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字石橋五 百六十五番一ほか 十八筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字北田五 百八十番ほか十筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字伊勢島 七十六番ほか六十 六筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字合ノ田 四百五十四番ほか 八筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字上田百 十六番	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字北田五 百八十二番	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字川久保 五百十二番ほか三 筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字前田二 百七番一ほか二十 二筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字伊勢島 七十六番ほか二十 一筆
七、七〇七	九七〇	四三、一三一	一六、〇六二	一三二、三三一	一五、〇五六	一、三一八	一、一一一	六、二二〇	三八、六六七	四三、五九七

田中 一郎	小林 隆	株式会社CTI フロンティア	籠宮 博	新井 郭元	青木 俊夫	青木 栄	青木 賢二	青木 章	折原 紳浩	山下 正義
埼玉県久喜市新井 二十九番地一	埼玉県久喜市新井 四百八十一番地一	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県久喜市新井 四百二番地一	埼玉県久喜市新井 八十五番地	埼玉県久喜市新井 六十九番地	埼玉県久喜市新井 百九十五番地一	埼玉県久喜市新井 二百三十三番地一	埼玉県久喜市新井 二十五番地一	埼玉県春日部市内 牧三千八百八十八 番地	埼玉県本庄市児玉 町吉田林四百七十 二番地四
埼玉県久喜市新井 字下分五番一ほか 四十六筆	埼玉県久喜市新井 字上分四百六十九 番ほか四十一筆	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字丸谷 千六百二十九番ほ か四十六筆	埼玉県久喜市新井 字上分三百四十一 番ほか三十筆	埼玉県久喜市新井 字下分八十番ほか 八筆	埼玉県久喜市新井 字下分五十五番ほ か七筆	埼玉県久喜市新井 字下分七十六番ほ か七十八筆	埼玉県久喜市新井 字上分三百五十八 番ほか六十九筆	埼玉県久喜市新井 字下分二番ほか十 二筆	埼玉県春日部市内 牧字大道三千九百 二十六番一ほか十 五筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字金佐奈 四十六番ほか七筆
七一、二三〇	五六、三七〇	二九、四七七	四六、二〇一	一〇、三七五	一二、三二二	九三、四〇五	九二、三七三	一八、四九四	一、九八八	一八、二二九

小久保 総一	栗原 光由	栗原 貞夫	鎌田 元次郎	株式会社あらい 農産	奥澤 恒夫	新井 勇二	株式会社ヤオコ I	渡邊 侑三	横田 忠雄	並木 清
埼玉県羽生市大字 喜右エ門新田千二 百八十九番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷二百八十 番地	埼玉県羽生市大字 上村君二百二十三 番地三	埼玉県羽生市大字 弥勒九百五十一番 地	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十 七番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷千五百四 十二番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百七十二 番地	埼玉県川越市脇田 本町一番地五	埼玉県久喜市上清 久二十九番地	埼玉県久喜市新井 二百四十一番地	埼玉県久喜市新井 二百三十五番地一
埼玉県羽生市大字 今泉字前原千百六 十七番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字下ヶ谷 戸二百四十九番ほ か二筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百四十九番ほか四 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百四十三番ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 下新郷字西九百四 十九番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千六百十三番一ほ か二十三筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百三十八番	埼玉県狭山市柏原 字英千五百四十七 番ほか五筆	埼玉県久喜市上清 久字蔵前八百七十 三番一ほか十一筆	埼玉県久喜市新井 字宮廻二百六十八 番一ほか九筆	埼玉県久喜市新井 字宮廻二百八十二 番ほか八筆
五、 〇六九	二、 九八三	三、 六〇七	二、 九七三	三、 七〇〇	二二、 八五五	九九一	六、 三六〇	五、 五七五	二二、 〇七五	七、 八三五

竹内 博之	高田 俊哉	高澤 憲司	関根 伸一	圖齊 榮	須永 清志	杉山 美代子	志保田 忠雄	五月女 秀作	小林 孝充	小久保 博
埼玉県羽生市南五 丁目二十三番地十 八グリーンハイッ 百一	埼玉県羽生市大字 今泉七十七番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百四十四 番地	埼玉県羽生市大字 一新郷九十八番地	埼玉県羽生市大字 下手子林千九百十 七番地	埼玉県羽生市大字 弥勒九百八十三番 地	埼玉県羽生市大字 下手子林千八百六 十二番地一	埼玉県羽生市大字 上新郷七百七十六 番地	埼玉県羽生市大字 今泉千二百二十三番 地	埼玉県羽生市大字 上新郷八百五十一 番地	埼玉県羽生市大字 上新郷百八十八番 地一
埼玉県羽生市須影 字上川田二百八十 番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 今泉字大房千八百 三十四番一ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百三十九番ほか七 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 五十九番一ほか四 筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字永井千 八百五十二番ほか 七筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百五十番ほか二筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字永井千 八百四十六番一ほ か十筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 三十番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 今泉字前原九百七 十二番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百六十一番ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 九十四番ほか十二 筆
二、七〇五	二、六四〇	八、三三〇	六、七三四	三、三六六	一、九八二	五、一六一	九、五〇〇	三、四二〇	七、四〇〇	一七、三五〇

農事組合法人ら んざん営農	山田 和男	社 薬糧開発株式会	増田 彰男	福地 久一	早川 雄一	蓮見 敏夫	根岸 文男	長澤 栄一	特定非営利活動 法人日本草の根 交流協会	竹村 和彦
埼玉県比企郡嵐山 町大字広野百七十 七番地五	福島県双葉郡双葉 町大字山田字北田 百四十八番地	神奈川県横浜市西 区みなとみらい二丁 目三番五号クイ ンズタワーC十九 階	埼玉県羽生市大字 上村君二百三十五 番地一	埼玉県羽生市大字 弥勒九百七十一番 地口号	埼玉県羽生市大字 加羽ヶ崎百八十一 番地	埼玉県羽生市大字 下子林千九百十 四番地	埼玉県羽生市大字 今泉四百六十九番 地	埼玉県羽生市大字 尾崎五百八十五番 地	埼玉県羽生市大字 上村君四百五番地	埼玉県羽生市大字 上村君百四十二番 地
埼玉県比企郡嵐山 町大字鎌形字東落 合二千八百八十一 番ほか六十筆	埼玉県羽生市大字 下村君字砂田千六 百一番ほか八筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東四十三番	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千四 百八十八番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百四十五番ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 加羽ヶ崎字三ヶ谷 戸四十一番ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 下子林字永井千 八百五十四番ほか 二十二筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前三 百十六番ほか二十 三筆	埼玉県羽生市大字 稲子字三本木三百 十一番ほか七筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百三十七番	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百二十七番ほか十 一筆
九九、六四七	六、〇四七	九〇五	一、九八二	二、九七三	三、六〇二	一三、四一一	二〇、二四七	八、二三五	九九一	一〇、一九八

坂本 和親	榊 由蔵	木村 教悟	木村 喜平	折茂 唯久	大塚 富雄	上野 弘実	岩崎 一義	ひびきの農産株 式会社	根岸 秀典	中兼 俊徳
埼玉県児玉郡神川 町大字八日市千八 十四番地	埼玉県深谷市西大 沼三百六十四番地 エンブレム三百二 号室	埼玉県本庄市児玉 町蛭川九百七十六 番地三	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市百二 十二番地	埼玉県児玉郡神川 町大字原新田十二 番地一	埼玉県本庄市児玉 町八幡山二百十七 番地	埼玉県本庄市児玉 町児玉四百七番地 一	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市三百 十一番地五	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字猪俣二千七 百五十六番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千四百 四十七番地
埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字台 下千八十番ほか一 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字反 り町千二百八十四 番一ほか五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字台 下千八十二番ほか 一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字円 良岡千十四番ほか 一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字岡 久保千二百四十二 番ほか三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字反 り町千二百八十二 番ほか六筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字台 下千八十三番	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字反 り町千二百八十一 番ほか二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字利元 田八百三十三番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百五十二番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字利元 田八百三十三番
八、 六五五	一三、 五五六	五、 四二二	八、 二三六	九、 四五六	一三、 七〇九	一、 七五〇	八、 三八一	六七七	一、 三九三	六七七

清水 茂則	埼玉県本庄市児玉町宮内千三百五十五番地	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字台 下千五十三番一ほか三筆	八、九五八
清水 義雄	埼玉県本庄市児玉町小平百七十五番地	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字台 下千九十五番ほか一筆	二、九〇一
高宮 和浩	埼玉県児玉郡神川町大字八日市六百五十七番地十一	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字台 下千七十九番	一、二四一
塚本 年夫	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二千五百五十三番地一	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字八荒神千三百九十四番	二、〇二四
八須 理明	埼玉県児玉郡神川町大字八日市五百六十二番地	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字反り町千二百九十五番一ほか一筆	四、二三四
ひびきの農産株式会社	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字反り町千二百八十一番ほか十二筆	三三、二一五
福嶋 榮次	埼玉県児玉郡神川町大字八日市五百四十四番地二	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字反り町千二百八十六番	二、五一三
松本 五郎	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二百二十六番地三十	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字岡久保千百九十番一ほか二十筆	三四、九五五

二 申請年月日

平成二十八年九月二十一日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年九月三十日から平成二十八年十月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千三百号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（レベル千数値地形図修正）

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

平成二十八年九月十五日から平成二十九年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百一号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校ファイル暗号化システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成33年3月21日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 星野 電話048-830-6625（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月14日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月11日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月14日（月）午前10時30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成28年11月14日（月）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年10月21日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年10月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of file encryption system

(2) Time-limit for the tender:By the electronic bidding system:10:30 a.m.
November 14, 2016,By mail;5:00 p.m. November 11, 2016, In person: 10:30 a.m.
November 14, 2016

(3) Contact Information:

High School Education Management Division, Prefectural Schools
Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government,
Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone
048-830-6625.

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道日高川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字上八ツ林字新 田前町一四一番一地从先から 同郡同町大字下八ツ林字柳町二 三九番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年三月十五日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始 である。延長一・六七・六 メートル。</p>

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年十月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について